

なるほど！ 生命保険料控除

生命保険料控除が受けられる保険料には**3種類**あります。

1・2・3



一般生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

控除額の計算は、生命保険料の種類別に行い、最後に合計額を算出します。以下では具体的な控除額の算出方法について、種類別に説明していきます。

一般生命保険料

一般生命保険料は、加入時期によってさらに「**旧**契約（平成23年12月31日以前）」と「**新**契約（平成24年1月1日以降）」の2つに分かれます。

なお、旧契約と新契約の両方の契約がある場合、旧契約のみ、新契約のみ、旧契約と新契約の両方の合計のいずれかから控除額を選択することができます。

※保険会社から送られてくる「生命保険料控除証明書」に、「旧」あるいは「新」という記載がありますのでご確認ください。

【算出方法】

- ① 「旧」「新」それぞれの年間支払金額の合計を計算する。
※契約期間中に配当金等を受け取っている場合は、年間の支払金額から差引く。
- ② ①の金額を「旧」「新」それぞれの計算式※により控除額を計算する。
※計算式は三芳町ホームページ(リンク前のページ)、または「生命保険料控除額計算例 ※PDF ファイル」をご覧ください。
- ③ 「旧」と「新」の控除額を合計する。

★ポイント★

③の合計金額と②で計算した「旧」の控除額を比較し、計算した額が大きい方を控除額とします。

■ 一般生命保険料控除の限度額について…

旧制度	35,000円	新契約	28,000円	旧・新契約を合算した場合	28,000円
-----	---------	-----	---------	--------------	---------



つまり、「旧」「新」の一般生命保険料があり、かつ計算した結果、それぞれ限度額となった場合は、「旧」のみで申告をした方が**有利**になります。



介護医療保険料

介護医療保険料には、新旧の違いがありません。すべて、一般生命保険料の「新」と同じ計算式を使って算出します。

個人年金保険料

個人年金保険料は、加入時期によって、一般生命保険料と同様に「**旧**契約（平成 23 年 12 月 31 日以前）」と「**新**契約（平成 24 年 1 月 1 日以降）」の 2 つに分かれます。控除額の算出方法は一般生命保険料と同じになります。

※保険会社から送られてくる「生命保険料控除証明書」に、「旧」あるいは「新」という記載されています。

最後に生命保険料控除の額を算出

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」それぞれについて控除額を計算した後、最後に **3** つの控除額を合計します。この合計額が「生命保険料控除の額」になります。ただし、控除金額の限度限は 7 万円になりますので、ご注意ください。

